

コンプライアンス基本方針

三重県農業共済組合は、農業保険制度の実施主体として公共的な性格を有しており、その使命を果たすための社会的責任を負っています。このため、法令等の遵守については一般の民間組織以上に徹底することが求められており、社会的な信頼を決して損ねることのないように健全な組織運営に資する不断の努力を重ねていく必要があります。このような点を踏まえ、本組合においてはコンプライアンス（法令等遵守）を徹底した事業運営の確保を目指し、次の事項に取り組みます。

- 1 すべての役職員は、法令の遵守はもとより、社会の構成員として求められる価値観、倫理観に基づく誠実な行動に努めます。
- 2 コンプライアンス態勢の整備に向けて、コンプライアンス・プログラムを策定し、実践計画を明確化します。
- 3 コンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス体制の強化に努めます。
- 4 各部署にコンプライアンス責任者を置き、コンプライアンス環境の整備に努めます。
- 5 コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、コンプライアンス意識の高揚を図ります。
- 6 すべての役職員は、本組合が担う社会的責任と公共的使命の重みを常に認識し、健全かつ適切な事業運営に努めることにより、農業経営の安定と農業生産力の発展に資するよう心掛けます。

三重県農業共済組合コンプライアンス・マニュアル

(平成29年4月1日制定)

(平成30年4月1日改正)

1. 目的

三重県農業共済組合の役職員は諸法令のほか、定款、事業規程、諸規則を遵守することはもとより、高い公共性を自覚し、社会的責任を果たしていくことが求められます。

本マニュアルは、こうした観点から、本組合の業務を遂行するうえで役職員に正しい判断と行動を促すことを目的に基本的事項を定めたものです。

2. 行動規範

(1) 法令、社会ルールの遵守

公共性の高い団体であることを自覚し、法令や社会ルートを遵守するとともに、NOSAIの理念に沿い、誠実に社会的役割を果たします。

(2) 平等、公平性の確保

農業共済事業の遂行や損害防止活動等サービスを提供する場合、平等、公平な取扱いを心掛けます。

(3) 利益相反行為の禁止

組織の正当な利益に反し、自分若しくは第三者の利益を図る等、職務上の地位を利用した不正行為は行いません。

(4) 情報の厳正な取扱い

本組合の機密情報や個人情報情報は厳正に取扱い、漏えいを防止することはもとより情報の目的外利用等を行いません。

(5) 適正な会計処理の実施

会計は事実に基づき正確適正に処理し、虚偽の記載や誤解を招く処理を行いません。

(6) 反社会的勢力の排除

社会の秩序や、組織の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度をとり、決して経済的な利益を供与しません。

(7) 健全な職場環境の維持

セクシャルハラスメントやパワーハラスメント等行為の防止に努め、安全で健康的な職場環境を維持します。

3. 実効に向けて

本マニュアルは基本的事項を示したもので、複雑な問題等への対応は直属の上司、担当者、責任者または統括責任者に相談するよう心掛けてください。

また、コンプライアンス違反、またはその疑いがある場合は規則に従い相談・照会を行わなければなりません。その場合秘密は保持され、相談者、照会者が不利益を被ることはありません。